



平成 20 年 3 月 25 日

各 位

上場会社名 大陽日酸株式会社
代表者名 代表取締役社長 松枝 寛祐
(コード番号 4091 東証・大証・名証)
問合せ先 広報部長 石川 紀一
(TEL 03 - 5788 - 8015)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 4 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 企業価値ひいては株主価値の確保を目的として、買収防衛策として必要かつ相当な範囲内で対抗措置として新株予約権の無償割当てに備えるとともに、将来の機動的な資金調達を可能とするため、現行定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 8 億株から 16 億株へ増加するものであります。
- (2) 取締役会設置会社では、取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てをすることが可能とされております(会社法第 278 条第 3 項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆さまの意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。
そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①および②の方法によることが可能となるように、根拠規定として変更定款案第 14 条を新設させていただくものであります。
- (3) 経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに、事業年度における経営責任をより一層明確にし、株主の皆さまからの信任の機会を増やすために、変更定款案第 23 条を変更し、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。

(4) その他、上記条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

(注)買収防衛策の具体的な内容等、詳細につきましては、本日付で別途開示しております。

「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

現行定款と変更定款案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 6 条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>8</u> 億株とする。 (新設)	第 6 条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>16</u> 億株とする。 <u>第 14 条(新株予約権無償割当ての決定機関)</u> <u>当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u>
第 <u>14</u> 条～第 <u>21</u> 条 (記載省略)	第 <u>15</u> 条～第 <u>22</u> 条 (条数を繰り下げ)
第 <u>22</u> 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u>	第 <u>23</u> 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (削除)
第 <u>23</u> 条～第 <u>42</u> 条 (記載省略)	第 <u>24</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条数を繰り下げ)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日 (金)

以 上